

菊陽町「協働の仕組みづくり検討委員会」用資料
住民参加手続の一例 - パブリック・コメント

平成21年12月4日
大脇成昭（熊本大学法学部）

一、定義・現行法の内容等

(a) 一般的呼称の定義

「立法やその他一般的な政策又は制度に関する行政機関の意思決定にあたって、最終決定前に案を公表して公衆からの意見ないし情報の提出・提供を求める仕組み。」（金子宏＝新堂幸司＝平井宜雄編『法律学小辞典（第4版補訂版）』（有斐閣・2008年））

(b) 平成11年3月23日閣議決定「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」

冒頭の記述；

「規制の設定又は改廃に伴い政令・省令等を策定する過程において、国民等の多様な意見・情報・専門的知識を行政機関が把握するとともに、その過程の公正の確保と透明性の向上を図ることが必要である。このような観点から、規制の設定又は改廃に当たり、意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表しそれに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う意見提出手続（いわゆるパブリック・コメント手続）を、以下のとおり定める。」

(c) 国の法律「行政手続法」39条（意見公募手続等）

平成17年法73号改正（H17.6.29公布、H18.4.1施行）

- 1 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
- 2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。
- 3 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上でなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。
 - 一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。
 - 二 〈以下、略〉

◎意見公募手続（行政手続法による）の主要な流れ：

- ・ 命令等の「案」及びこれに関連する資料を公示（39条1項、公示方法については45条）
↓
- ・ 意見提出期間30日以上（39条3項）
↓
- ・ 制定機関の考慮義務（42条） ただし、提出意見を必ず命令等に反映させる義務ではない
↓
- ・ 結果の公表（43条）：提出意見（なかった場合その旨）、提出意見を考慮した結果及びその理由など

二、パブリック・コメント制度のポイント

- (a) 行政が何らかの決定を下す「前段階」（＝「案」の段階）で、広く一般にその内容を予告する。
- (b) 行政が提出した「案」に対して、一般住民が意見を述べる機会が与えられる。
- (c) 行政には、そこで提出された意見等を考慮する義務が課される。
- (d) 行政は以上の過程を経た上でなければ、一定の事項について最終決定を下すことができない。

三、パブリック・コメント制度のメリット及び効果

(a) 住民側

- ・ 「知る権利」
- ・ 地方行政への参加権
- ・ 行政組織内/外の区別の相対化
（行政手続法の意見公募手続の対象となる「命令等」は、「国民の権利利益にかかわるルール」と、
〔行政内部の手続等を定めるに過ぎないルール〕との旧来の区別をせず、両者を包含している）

(b) 行政側

四、制度設計の主要な考慮ポイント（一例）

(a) 対象の確定

平成11年閣議決定、現行行政手続法の対象は、比較的狭い。（ルール制定・改廃、かつ事前のみ）

地方公共団体での取り組み例は広い。→ 住民生活にかかわる事項全般

例) 北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱

3条（対象）

実施機関は、次に掲げる計画及び条例（以下「計画等」という。）の策定、制定、変更等（以下「策定等」という。）について意思決定を行おうとするときは、この要綱に従い、市民意見提出手続を経るものとする。

- (1) 市政全体又は各行政分野における基本的な政策を定める計画
- (2) 市の基本的な方針又は制度を定める条例
- (3) 広く市民の生活に影響を与える規制に関する条例（市税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）

更には・・・

- ・使用料、手数料も含めるもの
- ・事業評価など、行政活動を事後的に検証した結果を対象とする場合

など、用途は多様。

(b) 特色ある手続規定の考えうる例

- ・「案」を2度手直しして最終決定する。
- ・参加者の範囲（住民以外も含める - 提供される情報の範囲を拡大する）。
- ・行政による「案」の提示に際しての、公表する資料等の示し方の指針（「整理した論点」など）。
- ・公表された資料について、住民等が注文をつける規定。

(c) 発展型の制度（？）

住民による「政策提案」制度 など